

閱 覧 図 書

事 業 名：宮城川国有林森林整備事業（造林）

事業内容：地拵	8.98ha
植付	8.98ha
防護柵新設	3.64km

1. 入札者注意書
2. 契約書（案）
3. 事業内訳書
4. 仕様書
5. 位置図
6. 契約情報の公表様式

和歌山森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名押印を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名及び代理人の押印を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - （10）明らかに連合によると認められる入札書
 - （11）同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - （12）入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下

同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 - 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 - 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 - 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 - 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - 16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 - 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 - 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 - 19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
 - 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
 - 21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 宮城川国有林森林整備事業(造林)
- 2 事業場所 和歌山県西牟婁郡すさみ町 宮城川国有林61い林小班外
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年2月27日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前払金		第35条第4項
○	部分払	月 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	木柄型	4本	和歌山森林管理署	契約締結の日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年4月18日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町2345-1
分任支出負担行為担当官

氏名 和歌山森林管理署長 澤井 良一 印

請負者 住所

氏名 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負の契約を解除せず、若しくは再請負人に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量	備考
西牟婁	地拵	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	宮城川	61い	地－1	3.37ha	全刈存置
				61わ	地－2	0.52ha	全刈存置
				62に①	地－3	3.83ha	全刈存置
				62に②	地－4	0.72ha	全刈存置
				62に③	地－5	0.38ha	全刈存置
				62れ1	地－6	0.16ha	全刈存置
				計		8.98ha	
	植付	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	宮城川	61い	植－1	3.37ha	スギ : 4,340本 ヒノキ : 2,520本
				61わ	植－2	0.52ha	スギ : 1,040本 ヒノキ : 0本
				62に①	植－3	3.83ha	スギ : 4,740本 ヒノキ : 3,066本
				62に②	植－4	0.72ha	スギ : 1,000本 ヒノキ : 462本
				62に③	植－5	0.38ha	ウバメガシ : 1,140本
				62れ1	植－6	0.16ha	スギ : 320本 ヒノキ : 0本
				計		8.98ha	スギ : 11,440本 ヒノキ : 6,048本 ウバメガシ : 1,140本
	防護柵新設	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	宮城川	61い	柵－1	0.80km	支柱利用 : 0.19km 立木利用 : 0.61km
				61わ	柵－2	0.62km	支柱利用 : 0.62km 立木利用 : 0km
				61に①	柵－3	1.63km	支柱利用 : 1.07km (うち谷部への設置 : 0.02km) 立木利用 : 0.56km
				61に②	柵－4	0.41km	支柱利用 : 0.20km 立木利用 : 0.21km
				61れ	柵－5	0.18km	支柱利用 : 0.17km 立木利用 : 0.01km
				計		3.64km	支柱利用 : 2.25km 立木利用 : 1.39km

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

請 負 事 業 事 故 報 告 書

令 和 年 月 日

監督職員 殿

請 負 者

現場代理人

事 業 名						事業場所			
発生日時		令和 年 月 日 (曜日)				時 分		天候	
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。また、略図を添付する。								
	被害状況								
被災者	氏名			生年月日	年 月 日 (歳)	性別		職種	
	連絡先							経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間 ・ 死亡日時			被災場所	
今後の対策									
所見・状況									

注) 労働災害 (4 日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 地表植生（木本類、ササ、雑草等）は植付に支障とならないように刈払う。
- 2 刈払物、末木枝条は植付の支障とならないように整理する。
- 3 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の処置）

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。
- 5 伐倒木は監督職員の指示により、植付に支障とならないように整理する。

（巻枯らしの要領）

- 6 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 10 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 11 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

- 5 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(苗木の管理)

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付樹種、植付本数並びに列間苗間距離)

- 3 植付樹種、植付本数は次のとおりとする

植付樹種	林小班	1ha当たりの植付本数 (本/ha)
スギ (少花粉)	62に、れ1	2, 0 0 0 本
ヒノキ	61い、わ、62に	2, 1 0 0 本
ウバメガシ	62に	3, 0 0 0 本

- 4 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。

- 5 全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、2,000本/ha植栽箇所は列間及び苗間距離は2.25m、2,100本/ha植栽箇所は列間及び苗間距離は2.20m、3,000本/ha植栽箇所は列間及び苗間距離は1.85mを基準とする。ただし、この目安により難しい場合は、現地の状況に応じて定める。

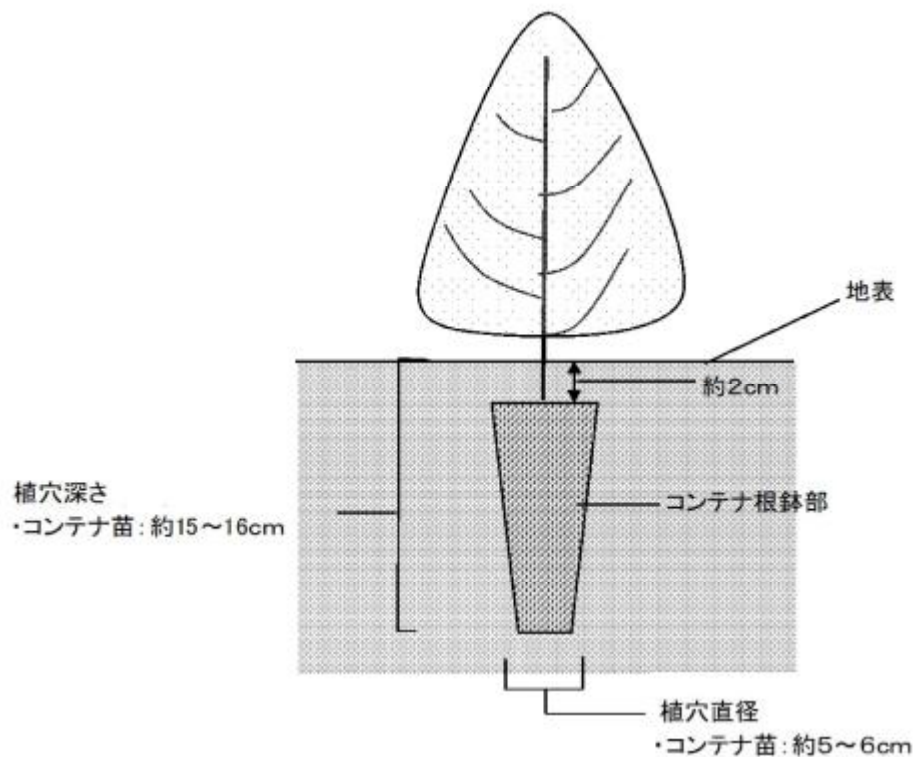
(植付要領)

- 6 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したもの）を用いて植付地点を決定する。
- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植穴掘りをする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
- 9 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 10 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）

- 11 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 12 根鉢の上端より 2 cm 程度の高さが植付後の地表面とする。
- 13 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

（苗木の管理・取扱）

- 14 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 15 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 10 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 11 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
また、府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

- 16 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

- 1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗長	根元径	根鉢部	数量
スギ (少花粉)	35cm 上	4.0mm 上	150cc	11,440本
ヒノキ	35cm 上	3.5mm 上	150cc	6,048本
ウバメガシ	30cm 上	—	150cc	1,140本
計				18,628本

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。
- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
 - (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
 - (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
 - (4) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
 - (5) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
 - (6) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。
- 3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。
- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
 - (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう 10 本単位程度に結束すること。
 - (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書①

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないよう確実に固定すること。
- 3 支柱設置箇所の地山状況が凹凸である場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1(1))
また、植付区域より上部の斜面にネットを設置する場合は、急斜面を避け傾斜が緩やかになった箇所に設置すること。
- 4 支柱設置については、まず初めに支柱を作業の進行方向に若干傾けた状態で打ち込んでおき、その後に行うネット取付作業時に、ネットの上張りロープを使用して支柱を進行方向の反対側に引っ張り、上張りロープの張力によって支柱が垂直に起きた状態で固定させること。(別図1(2))
- 5 支柱には支柱控えロープ及び支柱控えアンカーを必ず用いて柵を安定させること。

(ネット下部の固定)

- 6 ネット下部と地面に隙間ができないよう、固定アンカーを確実に打ち込むこと。
なお、固定アンカーが打ち込めない場所で、やむを得ず地面と隙間ができてしまう場合は、丸太をネット下部や下張りロープへ結束バンドを使用して括り付ける等、隙間を作らない対策を行うこと。
- 7 固定アンカーの打ち込みは、人力によって簡単に抜けるような箇所には行わないこと。

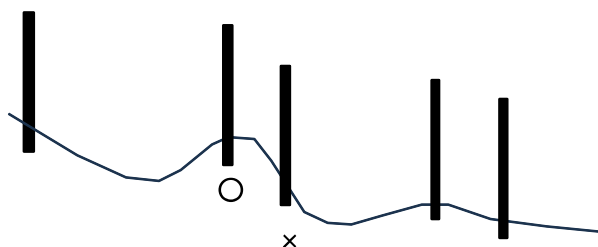
(ネットの張り具合)

- 8 ネットの上張りロープは、弛みが生じないように固定すること。
- 9 適切な張り具合の目安として、垂直方向にネットの目数が確認できる程度とすること。
- 10 急傾斜地において、ネットが自らの重さによって必要以上に斜面下部へ引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネット上部と上張りロープを固定すること。

(別図 1)

(1)

支柱の設置箇所

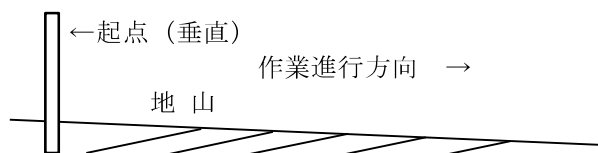


支柱の打込箇所で地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良

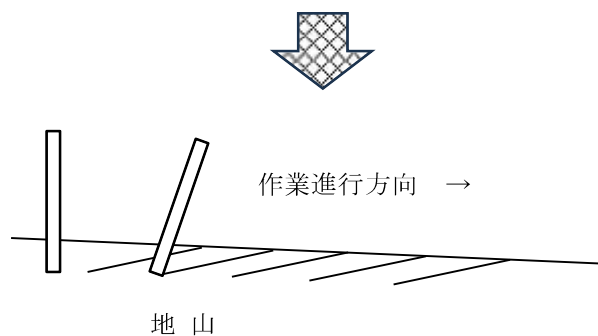
* 支柱の間隔は約 4 m

(2)

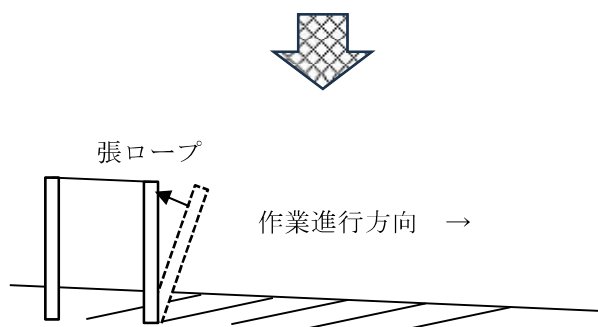
支柱の固定方法



ネットの設置作業は斜面上方から下



支柱は作業進行方向(斜面下方)へ

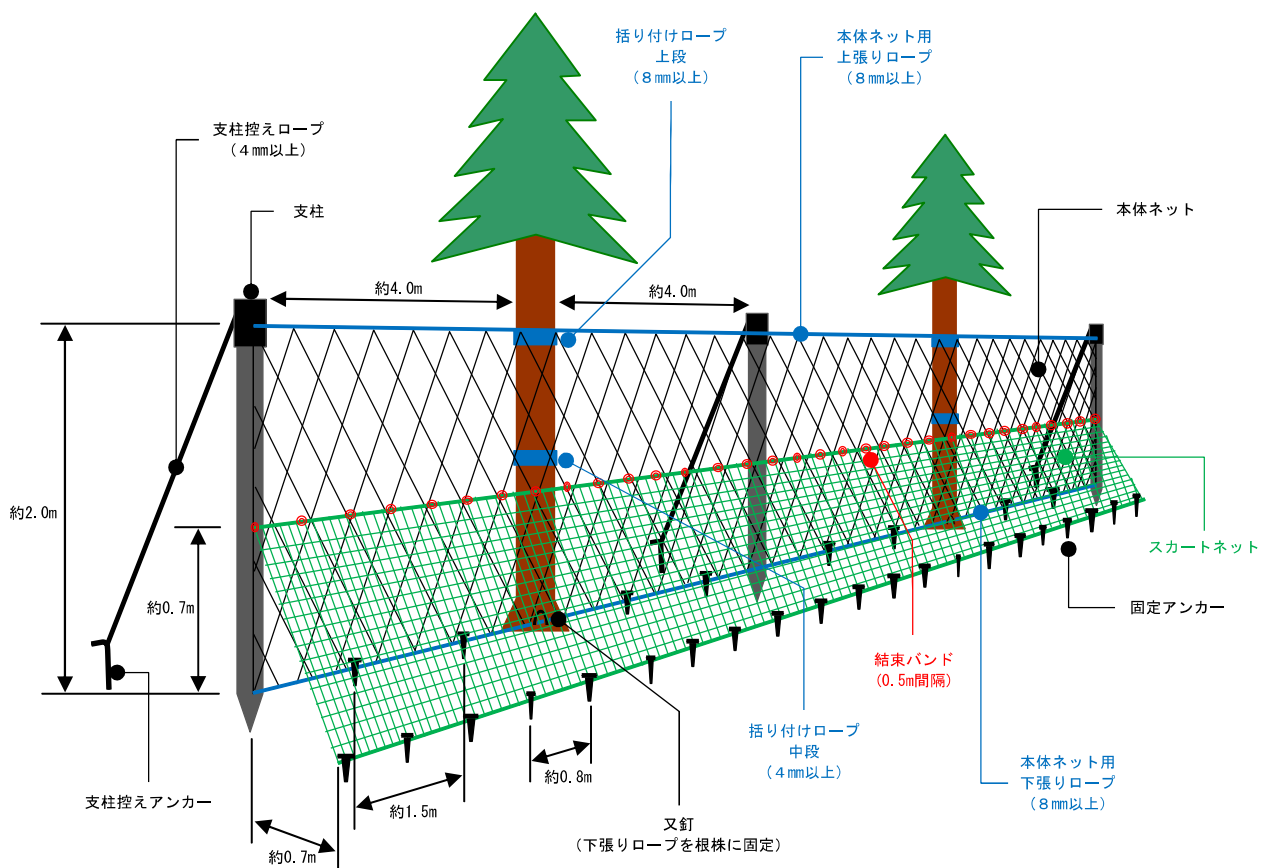


ロープの張力により支柱を引き起こし、垂直の状態に仕上げる(ネットが

防護柵設置仕様書②（標準張り、支柱・立木利用）及び標準図

- 1 防護柵（標準張り、支柱・立木利用）の設置については、防護柵設置仕様書①に定める事項の他、下記を基本とすること。
- 2 立木利用による防護柵設置で使用する立木は、発注者が指示した箇所とする。
- 3 支柱及び立木利用の設置間隔は約4.0mとし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりがないような措置を講ずること。
- 4 立木利用による本体ネット取り付けは、上段（2.0m程度）と中段（1.0m程度）でロープを使用し、して括り付けるとともに、下段（下張りロープ箇所）は又釘を使用して根株に固定すること。
- 5 スカートネットは、設置した本体ネットの地面側から高さ約0.7mの位置を上端として取り付けることとし、取り付けには結束バンドを使用して約0.5mの間隔で括り付けること。
その際は、スカートネットに弛みを発生させることなく真っ直ぐ張るように注意すること。
- 6 本体ネットとスカートネットは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定することとし、その間隔は本体ネット側で約1.5m、スカートネット側で約0.8mとする。
- 7 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉の出来る出入口を作製すること。
- 8 谷部への設置箇所については、現地を確認のうえ、監督職員の同意を得ること。
- 9 設置に当たり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

【標準図】



防護柵購入仕様書

- 1 防護柵物品の品質及び規格・数量は、次に示すとおりとする。
 なお、事業完了時資材が余った場合は、すべて国に帰属するものとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
獣害防止ネット (標準張り用：青又はオレンジ)	網目：100mm目合以下、高さ：1.8m以上 PE：PE200d/120本又は400d/60本以上(青又はオレンジ等色付き)	3,750m	50m × 75巻
獣害防止ネット用上張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	3,960m	55m × 72巻
獣害防止ネット用下張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	3,960m	55m × 72巻
スカートネット (標準張り用)	PE、網目：16mm目合以下、幅：1.00m、野ウサギ対策用	3,750m	50m × 75巻
固定アンカー (ネット用)	ABS等樹脂製、L=400mm以上	6,980本	
支柱上部 (セバレット式)	FRP・ABS樹脂被覆〔径：33mm以上×長さ：1.8m以上 色：オレンジ〕又は鉄・厚さ0.5mm、φ38.1mm、H=1.8m	704本	
支柱基礎部 (セバレット式)	FRP・ABS樹脂被覆〔径：26mm以上×長さ：1.0m以上〕 又は鉄・厚さ1.6mm、25mm角、H=0.99m	704本	
支柱キャップ	ロープ止め機能付	704個	
支柱控えロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：4mm以上	2,200m	55m × 40巻
固定アンカー (支柱控えロープ、ネット沈み込み防止ロープ用)	ABS等樹脂製、L=400mm以上	704本	ネット沈み込み防止ロープは斜め張り用
雇用支柱（オレンジ又は黒）	FRP、径：33mm、高さ：2.4m	18本	
結束バンド	耐候性、長さ：200mm以上	90袋	100本/袋
括り付けロープ (立木利用、上段用)	PE、径：8mm以上	1,540m	55m × 28巻
括り付けロープ (立木利用、中段用)	PE、径：4mm以上	1,155m	55m × 21巻

- 2 獣害防止ネット及びロープ等は、野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。
- 4 各物品の購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれらと同等の品質及び規格を有すること。
- 5 各物品が納入される際は、指示した品質及び規格と相違がないか監督職員の確認を受けること。
- また、納品書等については必ず監督職員に提出すること。
- 6 その他の必要事項については、監督職員の指示によること。

令和 年 月 日

分任支出負擔行為担当官

和歌山森林管理署長 澤井 良一 殿

請負者 住所

氏名

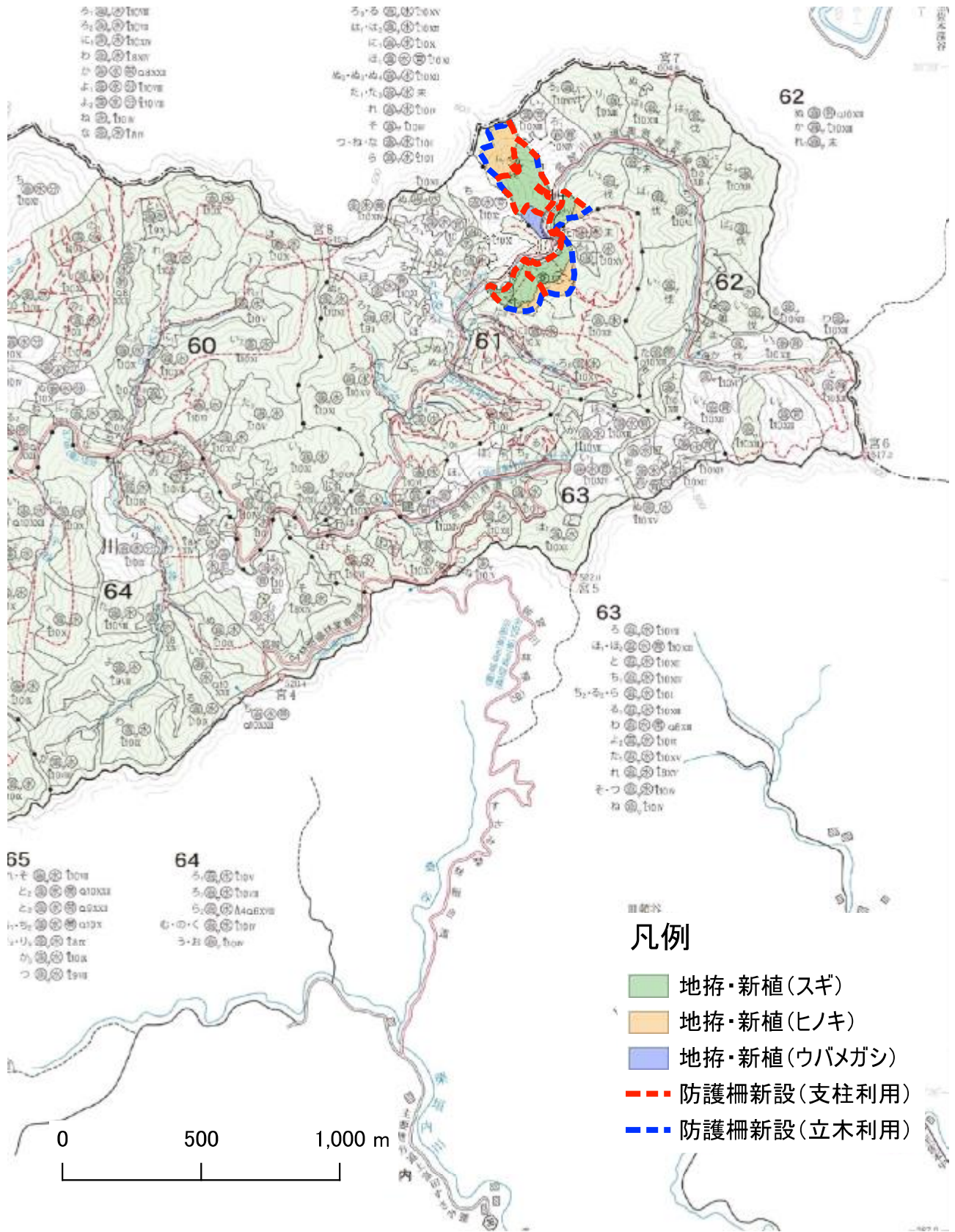
使用材料承認願

令和 年 月 日請負契約を締結した宮城川国有林森林整備事業(造林)について、下記材料を使用しますので承認願います。

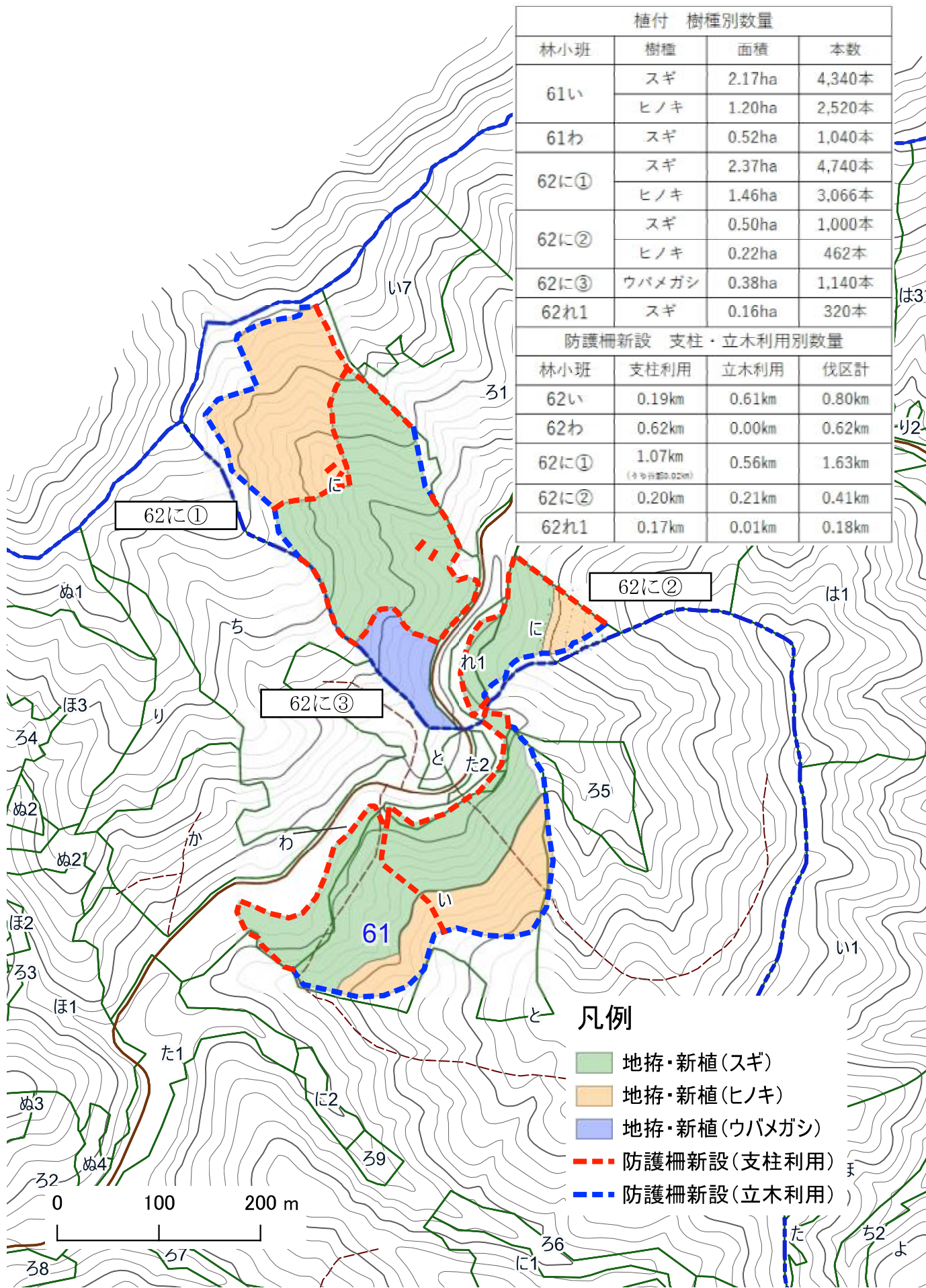
記

[illegible]

宮城川国有林森林整備事業(造林)
事業個所位置図
【縮尺 1/20,000】(A4サイズ)



宮城川国有林森林整備事業(造林)
事業個所位置図
【縮尺 1/5,000】(A4サイズ)



植付 樹種別数量			
林小班	樹種	面積	本数
61い	スギ	2.17ha	4,340本
	ヒノキ	1.20ha	2,520本
61わ	スギ	0.52ha	1,040本
	ヒノキ	0.52ha	1,040本
62に①	スギ	2.37ha	4,740本
	ヒノキ	1.46ha	3,066本
62に②	スギ	0.50ha	1,000本
	ヒノキ	0.22ha	462本
62に③	ウバメガシ	0.38ha	1,140本
62れ1	スギ	0.16ha	320本
防護柵新設 支柱・立木利用別数量			
林小班	支柱利用	立木利用	伐区計
62い	0.19km	0.61km	0.80km
62わ	0.62km	0.00km	0.62km
62に①	1.07km (うち支柱0.02km)	0.56km	1.63km
62に②	0.20km	0.21km	0.41km
62れ1	0.17km	0.01km	0.18km

凡例

- 地拵・新植(スギ)
- 地拵・新植(ヒノキ)
- 地拵・新植(ウバメガシ)
- 防護柵新設(支柱利用)
- 防護柵新設(立木利用)

宮城川国有林森林整備事業(造林)
事業個所位置図
【縮尺 1/2,500】(A4サイズ)



谷部設置予定箇所

防護柵新設 支柱・立木利用別数量			
林小班	支柱利用	立木利用	伐区計
62に①	1.07km (うち谷部0.02km)	0.56km	1.63km

凡例

- 地拵・新植(スギ)
- 地拵・新植(ヒノキ)
- 地拵・新植(ウバメガシ)
- 防護柵新設(支柱利用)
- 防護柵新設(立木利用)

0 100 200 m

(別紙) 契約情報の公表様式
令和7年度 請負事業の作業条件等

和歌山森林管理署

事業名：宮城川国有林森林整備事業(造林)

作業種	国有林	林小班	記番	実行数量 (ha)	作業期間	林分条件	作業条件			
						傾斜・植生 及び間伐量	作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
地拵	宮城川	61い	地－1	3.37	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	中100%	機械・人力	18.0	47	すさみ町役 場佐本出張 所
		61わ	地－2	0.52		易100%		18.0	40	
		62に	地－3	3.83		難100%		18.0	56	
		62に	地－4	0.72		難100%		18.0	42	
		62に	地－5	0.38		中100%		18.0	41	
		62れ1	地－6	0.16		易100%		18.0	39	
計				8.98						
植付	宮城川	61い	植－1	3.37	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	中100%	人力	18.0	47	すさみ町役 場佐本出張 所
		61わ	植－2	0.52		易100%		18.0	40	
		62に	植－3	3.83		難100%		18.0	56	
		62に	植－4	0.72		難100%		18.0	42	
		62に	植－5	0.38		難100%		18.0	41	
		62れ1	植－6	0.16		易100%		18.0	39	
計				8.98						
作業種	国有林	林小班	記番	実行数量 (km)	作業期間	林分条件	作業条件			
						傾斜・植生 及び間伐量	作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
防護柵新設	宮城川	61い	柵－1	0.80	契約締結日の翌日 ～ R 8. 2. 27	中100%	人力	18.0	47	すさみ町役 場佐本出張 所
		61わ	柵－2	0.62		易100%		18.0	40	
		62に	柵－3	1.63		難100%		18.0	56	
		62に	柵－4	0.41		中100%		18.0	42	
		62れ1	柵－5	0.18		中100%		18.0	39	
計				3.64						